

長尾クリニック院長  
長尾和宏氏

## 特集 服薬 ~在宅編~

厚生労働省は「高齢者の医薬品適正使用の指針」を作成し、多剤服用などによる薬物有害事象の回避を目指すなかで、2018年度の介護報酬改定では老健・減薬の取組みを評価する加算を設けた。しかし、在宅では高齢者が複数の専門医にかかり、多量の薬を飲んでしまって

いる例も多くあり、服薬適正化ばかりが進んでいない。長尾クリニックの長尾和宏院長が在宅での服薬の現状を聞くと共に、茨城県石岡市でのケアマネ・薬剤師が連携した在宅利用者の服薬支援の例を紹介する。

# 「在宅総合診療医」養成が力ギ 在宅の服薬適正化 減量等判断する



(ながお かずひろ) 氏、1984年東京医科大学卒業、大阪大学第二内科入局、86年～大阪大学病院第二内科勤務。91年～長崎市立芦屋病院第二内科勤務。05年～長尾クリニック開業。現在に至る。長尾クリニックでは、複数医師により外来診療を実施し、24時間365日の在宅医療を提供。これまでに在宅1200人超の患者を看取り。

医療ニーズの高まる高齢者には、多くの薬剤が処方される多剤併用の傾向があり、日本はこの傾向が強いとされる。高齢者は薬物の代謝や排泄能力が低下するため、認知症のような症状がたり、歩きづらさなどの転倒(骨折)なく、薬物有害事象を引き起すこともある。されど、徐々に服薬の適正化に向けた関心も高まってきた。日本慢性期医療協会理事や日本尊厳死協会副理事長、全国在宅療養支援診療所連絡会理事などを務める長尾和宏氏(医療法人社団裕和会理事長、長尾クリニック院長)に、在宅での服薬管理の現状と適正化に向けた取組を聞いた。

— 在宅での多剤併用の現状と課題はどうですか。

世界に見ても日本は多剤併用が多くみられます。適切に処方されている場合もあるのですが、高齢者に対する過剰と思われる医療が提供され、薬物有害事象を引き起こしている事例もあります。

厚労省でも「高齢者の医薬品適正使用の指針(総論編・各論編)」が通知されるなど、見直しの機運は高まっています。背景に構造的な課題があると考えられます。

— ジェネラリストとしての在宅総合診療医の養成が急務というのも、そうした医療ニーズに応えるという必要性からです。また、服薬適正化では医療連携(医師と薬剤師)により、医師の処方判断を専門的に薬剤師がアドバイスするという取り組みが重要となります。

— また、その時点での処方されている薬剤の影響を観察しながら、適切に見直しを図ることが求められます。

— 現状で、在宅で服薬をするのは困難でしょうか。

— ジェネラリストとしての志がある医師に出会えるかということがかかっています。

— 全国的に広がりつつある地域包括ケア病棟などを有する病院では、ある程度規模のある病院では、あっても、地域の在宅医療に熱心

ています。

期待されることありますか。

— 介護職やケアマネジャーに

— 高齢者に求められる服薬適正化とは。

— 等)一回服用分を一括する

— などです。

— 私はこれまでに1~200人以上

— 在宅で看取りをして、最

— を天井に向けて、投与中止も含め

— て決めの必要性を感じています。

— 投薬中止等の判断は医師主導が求められるのですね。

— 本来はその通りだと思います。

— ただ、日本では、医師の卒前・卒

— の医師に相談するのも一つの方法です。

— また、患者自身に多剤併用によって薬物有害事象が発生することもあると理解しただけは、服薬適正化に取り組みやすい環境になります。

— な医師が多く、こうした医療機関医師にとって、患者に多剤服用の医師に相談するのも一つの方法です。

— 医師にとって、患者に多剤服用で薬物有害事象が発生することもあると理解しただけは、服薬適正化に取り組みやすい環境になります。